

沖縄県農林水産部競争入札心得一部改正の概要説明

1. 改正の必要性

現在の「沖縄県農林水産部競争入札心得」第5条に示された「無効の入札」の対象となる入札行為では不十分であることから、無効となる入札について追記する必要がある。

2. 改正の概要

無効の入札として示された8項目の入札行為に、新たに6項目の無効の入札行為を追記した。

3. 添付資料等

- (1) 新旧対照表（改正部分）及び附則
- (2) 沖縄県農林水産部競争入札心得（改正後）

新旧対照表

沖縄県農林水産部競争入札心得新旧対照表

改正後(新)	改正前(旧)
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(無効の入札) 第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札 二 委任状を持参しない代理人のした入札 三 入札書の表記金額を訂正した入札 四 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札 五 同一人が同一事項についてした2通以上の入札 六 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札 七 連合その他不正な行為があった入札 八 <u>所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札</u> 九 <u>入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料(以下「添付資料」という。)を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札</u> 十 <u>落札決定日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者のした入札</u> 十一 <u>配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった者のした入札(契約担当者が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。)</u> 十二 <u>入札公告等の定めに基づき契約担当者が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができない者のした入札</u> 十三 <u>「沖縄県農林水産部低入札価格調査制度要領(平成19年9月10日農総第1504号。以下「低入札価格調査制度要領」という。)に基づき実施する調査に協力しない者のした入札(低入札調査基準価格を下回った入札を行った者より当該調査の辞退の申し出があったときを含む)</u> 十四 その他入札に関する条件に違反した入札</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(無効の入札) 第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札 二 委任状を持参しない代理人のした入札 三 入札書の表記金額を訂正した入札 四 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札 五 同一人が同一事項についてした2通以上の入札 六 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札 七 連合その他不正な行為があった入札</p> <p>八 その他入札に関する条件に違反した入札</p>
<p>第6条～第11条 省略</p>	<p>第6条～第11条 省略</p>

附則

この心得は、平成2年3月15日から施行する。

附則

この心得は、平成6年3月10日から施行する。

附則 (平成6年9月12日 農総第943号)

この心得は、平成6年9月20日から施行する。

附則

この心得は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この心得は、平成11年3月11日から施行する。

附則

この心得は、平成11年12月1日から施行する。

附則

この心得は、平成12年2月28日から施行する。

附則 (平成18年9月27日 農企第1526号)

この心得は、平成18年10月1日から施行する。

附則 (平成19年11月1日 農企第1920号)

この心得は、平成19年11月1日から施行する。

附則 (平成24年5月17日 農企第568号)

この心得は、平成24年5月17日から施行する。

附則 (平成24年10月15日 農企第1726号)

この心得は、平成24年10月15日から施行する。

附則 (平成26年2月3日 農総第2430号)

この心得は、平成26年3月1日から施行する。

附則 (平成26年7月4日 農総第971号)

この心得は、平成26年7月7日から施行する。

附則

この心得は、平成2年3月15日から施行する。

附則

この心得は、平成6年3月10日から施行する。

附則 (平成6年9月12日 農総第943号)

この心得は、平成6年9月20日から施行する。

附則

この心得は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この心得は、平成11年3月11日から施行する。

附則

この心得は、平成11年12月1日から施行する。

附則

この心得は、平成12年2月28日から施行する。

附則 (平成18年9月27日 農企第1526号)

この心得は、平成18年10月1日から施行する。

附則 (平成19年11月1日 農企第1920号)

この心得は、平成19年11月1日から施行する。

附則 (平成24年5月17日 農企第568号)

この心得は、平成24年5月17日から施行する。

附則 (平成24年10月15日 農企第1726号)

この心得は、平成24年10月15日から施行する。

附則 (平成26年2月3日 農総第2430号)

この心得は、平成26年3月1日から施行する。